

別表第2（第3条—第10条関係）

（平25条例18・平27条例13・平28条例6・平29条例17・令3条例3・一部改正）

1 小峰・留原地区地区整備計画区域

ア	イ	ウ		エ	オ	カ		キ
計画 地区 の区 分	建築物の用途の制限	建築物の容 積率		建築物 の建蔽 率の最 高限度	建築物 の敷地 面積の 最低限 度	壁面の位置の制限		垣又は柵 の構造の 制限
		最高 限度	最低 限度			外壁等の 面からの 距離	適用除外の建築物 等	
住宅 地区	次に掲げる建築物以外 の建築物は、建築しては ならない。 1 住宅 2 共同住宅 3 住宅で事務所、店舗 その他これらに類する 用途を兼ねるもののう ち、建築基準法施行令 （昭和25年政令第3 38号）第130条の 3に規定するもの 4 診療所 5 前各号の建築物に附 属するもの	—	—	—	120 平方メ ートル	敷地境界 線（道路 境界線及 び隣地境 界線）ま での距離 0.5メ ートル	附属建築物	1 生垣 2 フェ ンス 3 コン クリー トブロ ック、 石積等 で高さ 1メー トル以 下のも の
工業 地区	次に掲げる建築物以外 の建築物は、建築しては ならない。 1 精密機器・機械器具 の製造、自動車板金・ 修理、鉄工、製材、建 設業その他これらに類 する工場 2 倉庫 3 前2号の建築物に附 属するもの	10 分の 15	—	10分 の5	500 平方メ ートル	敷地境界 線（道路 境界線及 び隣地境 界線）ま での距離 2メー トル	—	1 生垣 2 フェ ンス

2 秋川駅北口地区地区整備計画区域

ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
計画	建築物の用途の制限	建築物の容	建築物	建築物	壁面の位置の制限	垣又は柵

地区 の区 分		積率		の建蔽 率の最 高限度	の敷地 面積の 最低限 度	外壁等の 面からの 距離	適用除外の建築物 等	の構造の 制限
		最高 限度	最低 限度					
商業 専用 地区	次に掲げる建築物は、 1 法別表第2（い）項 第1号から第3号まで に掲げる建築物 2 老人ホームその他こ れに類するもの 3 法別表第2（に）項 第2号、第5号及び第 6号に掲げる建築物 4 法別表第2（へ）項 第4号、第5号及び （と）項第4号に掲げ る建築物 5 風俗営業等の規制及 び業務の適正化等に関 する法律（昭和23年 法律第122号）第2 条第6項第4号に規定 する店舗型性風俗特殊 営業に供する建築物	—	10 分の 10	—	500 平方メ ートル	当該敷地 が接する 道路境界 線までの 距離1メ ートル	道路の路面の中心 から高さ2.5メ ートルを超える範 囲にある建築物の 部分	—
駅前 地区	次に掲げる建築物は、 1 1階又は地下1階の うち、その床面の高さ が当該敷地が接する道 路の路面の中心の高さ に最も近い階の部分 を、住宅、共同住宅、 寄宿舎、下宿又は老人 ホームその他これに類 するものの用に供する 建築物 2 住宅、共同住宅、寄	—	10 分の 10	—	100 平方メ ートル	当該敷地 が接する 道路境界 線までの 距離1メ ートル	道路の路面の中心 から高さ2.5メ ートルを超える範 囲にある建築物の 部分	—

	<p> 3 法別表第2（に）項第2号、第5号及び第6号に掲げる建築物 4 法別表第2（へ）項第4号、第5号及び（と）項第4号に掲げる建築物 5 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に規定する店舗型性風俗特殊営業に供する建築物 </p>							
沿道 市街 地地 区	<p> 次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 計画図に定める道路に接する敷地における建築物で、計画図に定める道路に面する1階又は地下1階のうち、その床面の高さが計画図に定める道路の路面の中心の高さに最も近い階の部分を、住宅、共同住宅、寄宿舍、下宿又は老人ホームその他これに類するものの用に供する建築物 2 法別表第2（に）項第5号及び第6号に掲げる建築物 </p>	—	—	—	110 平方メ ートル	—	—	—
低中	—	—	—	—	120	—	—	1 生垣

<p>層住宅地区</p>					<p>平方メートル</p>			<p>2 透視可能で開放的なフェンス等（住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿においては、敷地地盤面からの高さが1.2メートル以下のもの）</p>
<p>低層住宅地区</p>	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。 法別表第2（イ）項第2号に掲げる建築物</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>120平方メートル</p>	<p>—</p>	<p>—</p>	<p>1 生垣 2 透視可能で開放的なフェンス等（住宅、共同住宅、寄宿舎又は下宿においては、敷地地盤面か</p>

								らの高さが1.2メートル以下のもの)
--	--	--	--	--	--	--	--	--------------------

3 森山下地区地区整備計画区域

ア	イ	ウ		エ	オ	カ		キ
計画地区の区分	建築物の用途の制限	建築物の容積率		建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限		垣又は柵の構造の制限
		最高限度	最低限度			外壁等の面からの距離	適用除外の建築物等	
住宅地区(A)	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 住宅 2 住宅で診療所の用途を兼ねるもの（入院施設のあるものを除く。） 3 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち、建築基準法施行令第130条の3に規定するもの 4 共同住宅、寄宿舎又は下宿 5 都市計画道路秋3・3・4号線に接する敷地における建築物で次に掲げるもの ① 保育園、託児所又は幼稚園 ② 巡査派出所、公衆電話所又は郵便法	—	—	—	130平方メートル	当該敷地が接する道路境界線までの距離1メートル、隣地境界線までの距離0.5メートル	外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物の部分が次の各号のいずれかに該当するもの 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車庫で軒の高さが2.3メートル以下であるもの	1 生垣 2 透視可能なフェンス等で、敷地地盤面からの高さが1.2メートル以下のもの

	<p>(昭和22年法律第165号)の規定により行う郵便の業務の用に供する施設</p> <p>③ 2階以下の部分が事務所、銀行、飲食店、物品販売業又はマーケットの用に供するもので、これらの用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えないもの</p> <p>6 前各号の建築物に附属するもの</p>							
住宅地区(B)	<p>次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>1 住宅</p> <p>2 住宅で診療所の用途を兼ねるもの(入院施設のあるものを除く。)</p> <p>3 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>4 前3号の建築物に附属するもの</p>	—	—	—	130平方メートル	<p>当該敷地が接する道路境界線までの距離1メートル、隣地境界線までの距離0.5メートル</p>	<p>外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物の部分が次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>3 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下</p>	<p>1 生垣</p> <p>2 透視可能なフェンス等で、敷地地盤面からの高さが1.2メートル以下のもの</p>

						であるもの	
--	--	--	--	--	--	-------	--

4 雨間地区地区整備計画区域

ア	イ	ウ		エ	オ	カ		キ
計画地区の区分	建築物の用途の制限	建築物の容積率		建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限		垣又は柵の構造の制限
		最高限度	最低限度			外壁等の面からの距離	適用除外の建築物等	
沿道市街地地区	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 長屋及び共同住宅で各住戸の専用面積が29平方メートル未満のもの 2 倉庫（その他の建築物に附属するものを除く。）	—	—	—	110平方メートル	当該敷地が接する道路境界線までの距離1メートル	1 道路の路面の中心から高さ2.5メートルを超える範囲にある建築物の部分 2 外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物の部分が次の各号のいずれかに該当するもの ① 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの ② 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの ③ 自動車車庫	1 生垣 2 透視可能なフェンス等で、敷地地盤面からの高さが1.2メートル以下のもの

							で軒の高さが 2.3メートル以下である もの	
共同 住宅 地区	次に掲げる建築物以外 の建築物は、建築しては ならない。 1 共同住宅で各住戸の 専用面積が29平方メ ートル以上のもの 2 前号の建築物に附属 するもの	—	10 分の 10	—	200 平方メ ートル	当該敷地 が接する 道路境界 線までの 距離1メ ートル、 隣地境界 線までの 距離0. 5メート ル	外壁の後退距離の 限度に満たない距 離にある建築物の 部分が次の各号の いずれかに該当す るもの 1 外壁又はこれ に代わる柱の中 心線の長さの合 計が3メートル 以下であるもの 2 物置その他こ れに類する用途 に供し、軒の高 さが2.3メー トル以下で、か つ、床面積の合 計が5平方メー トル以内である もの 3 自動車庫で 軒の高さが2. 3メートル以下 であるもの	1 生垣 2 透視 可能な フェン ス等 で、敷 地地盤 面から の高さ が1. 2メー トル以 下のも の
低層 住宅 地区	次に掲げる建築物は、 建築してはならない。 1 長屋で住戸の数が3 以上のもの 2 共同住宅で住戸の数 が5以上のもの	—	—	—	120 平方メ ートル	当該敷地 が接する 道路境界 線までの 距離1メ ートル、 隣地境界 線までの 距離0. 5メート	外壁の後退距離の 限度に満たない距 離にある建築物の 部分が次の各号の いずれかに該当す るもの 1 外壁又はこれ に代わる柱の中 心線の長さの合 計が3メートル	1 生垣 2 透視 可能な フェン ス等 で、敷 地地盤 面から の高さ が1.

						ル	<p>以下であるもの</p> <p>2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>3 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下であるもの</p>	2メートル以下のもの
低層住宅専用地区	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 住宅（住戸の数が3以上の長屋を除く。） 2 共同住宅で住戸の数が5未満のもの 3 住宅で診療所の用途を兼ねるもの（入院施設のあるものを除く。） 4 前3号の建築物に附属するもの	—	—	—	120平方メートル	当該敷地が接する道路境界線までの距離1メートル、隣地境界線までの距離0.5メートル	<p>外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物の部分が次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>3 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下であるもの</p>	<p>1 生垣</p> <p>2 透視可能なフェンス等で、敷地地盤面からの高さが1.2メートル以下のもの</p>

5 武蔵五日市駅前地区地区整備計画区域

ア	イ	ウ		エ	オ	カ		キ
計画 地区 の区 分	建築物の用途の制限	建築物の容 積率		建築物 の建蔽 率の最 高限度	建築物 の敷地 面積の 最低限 度	壁面の位置の制限		垣又は柵 の構造の 制限
		最高 限度	最低 限度			外壁等の 面からの 距離	適用除外の建築物 等	
駅前 地区	次に掲げる建築物以外 の建築物は、建築しては ならない。 1 公会堂 2 法第48条の許可を 受けたもの 3 店舗又は事務所 4 店舗併用住宅又は共 同住宅 5 診療所又は巡査派出 所	—	—	—	500 平方メ ートル	当該敷地 が接する 道路（秋 3・3・ 3号線、 秋3・ 5・2号 線及び駅 前広場に 限る。）の 境界線ま での距離 2メート ル	道路の路面の中心 から高さ2.5メ ートルを超える範 囲にある建築物の 部分	—
駅施 設地 区	次に掲げる建築物以外 の建築物は、建築しては ならない。 1 店舗又は事務所 2 倉庫 3 鉄道施設 4 自動車車庫	—	—	—	150 平方メ ートル	—	—	—
駅東 地区	次に掲げる建築物は、 建築してはならない。 1 自動車教習所 2 畜舎	—	—	—	130 平方メ ートル	—	—	—
駅北 口地 区	次に掲げる建築物以外 の建築物は、建築しては ならない。 1 店舗又は事務所 2 共同住宅 3 公民館又は集会所	—	—	—	300 平方メ ートル	—	—	—

	4 高齢者福祉施設その他これに類するもの						
--	----------------------	--	--	--	--	--	--

6 二宮地区地区整備計画区域

ア	イ	ウ		エ	オ	カ		キ
計画地区の区分	建築物の用途の制限	建築物の容積率		建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限		垣又は柵の構造の制限
		最高限度	最低限度			外壁等の面からの距離	適用除外の建築物等	
南通り地区	—	—	—	—	120平方メートル	当該敷地が接する道路（住区道路1及び住区道路2に限る。）の境界線までの距離1.5メートル	—	1 生垣 2 透視可能なフェンス等で、敷地地盤面からの高さが1.2メートル以下のもの

7 原小宮地区地区整備計画区域

ア	イ	ウ		エ	オ	カ		キ
計画地区の区分	建築物の用途の制限	建築物の容積率		建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限		垣又は柵の構造の制限
		最高限度	最低限度			外壁等の面からの距離	適用除外の建築物等	
低層住宅地区	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 長屋で住戸の数が3以上のもの 2 共同住宅で住戸の数が5以上のもの 3 寄宿舍又は下宿 4 住宅で事務所、店舗	—	—	—	120平方メートル	当該敷地が接する道路境界線までの距離1メートル、隣地境界線までの	外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当するもの 1 外壁又はこれに代わる柱の中	1 生垣 2 透視可能なフェンス等で、敷地地盤面から

	その他これらに類する用途を兼ねるもの					距離0.6メートル	心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下であるもの	の高さが1.2メートル以下のもの
住宅地区	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 長屋で住戸の数が3以上のもの 2 共同住宅で住戸の数が5以上のもの 3 寄宿舍又は下宿	—	—	—	120平方メートル	当該敷地が接する道路境界線までの距離1メートル、隣地境界線までの距離0.6メートル	外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当するもの 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫で軒の高さが2.	1 生垣 2 透視可能なフェンス等で、敷地地盤面からの高さが1.2メートル以下のもの

							3メートル以下 であるもの	
沿道 地区	次に掲げる建築物は、 建築してはならない。 1 長屋及び共同住宅で 各住戸の専有面積が2 9平方メートル未満の もの 2 寄宿舍又は下宿	—	—	—	110 平方メ ートル	当該敷地 が接する 道路境界 線までの 距離1メ ートル	外壁の後退距離の 限度に満たない距 離にある建築物又 は建築物の部分が 次の各号のいずれ かに該当するもの 1 外壁又はこれ に代わる柱の中 心線の長さの合 計が3メートル 以下であるもの 2 物置その他こ れに類する用途 に供し、軒の高 さが2.3メー トル以下で、か つ、床面積の合 計が5平方メー トル以内である もの 3 自動車庫で 軒の高さが2. 3メートル以下 であるもの	—

8 南小宮地区地区整備計画区域

ア	イ	ウ		エ	オ	カ		キ
計画 地区 の区 分	建築物の用途の制限	建築物の容 積率		建築物 の建蔽 率の最 高限度	建築物 の敷地 面積の 最低限 度	壁面の位置の制限		垣又は柵 の構造の 制限
		最高 限度	最低 限度			外壁等の 面からの 距離	適用除外の建築物 等	
住宅 地区 A	—	—	—	—	—	—	—	—
住宅 地区	次に掲げる建築物以外 の建築物は、建築しては	—	—	—	—	—	—	—

B	<p>ならない。</p> <p>1 公営住宅</p> <p>2 前号の建築物に附属するもの</p>							
福祉施設地区	<p>次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>1 学童保育に供する施設</p> <p>2 建築基準法施行令第130条の4第2号に掲げる建築物</p> <p>3 前2号の建築物に附属するもの</p>	—	—	—	—	—	—	—
教育施設地区	<p>次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。</p> <p>1 小学校及び中学校</p> <p>2 児童厚生施設</p> <p>3 学童保育に供する施設</p> <p>4 前3号の建築物に附属するもの</p>	—	—	—	—	—	—	—

9 武蔵引田駅周辺地区地区整備計画区域

ア	イ	ウ		エ	オ	カ		キ	ク
計画地区の区分	建築物の用途の制限	建築物の容積率		建築物の建蔽率の最高限度	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限		垣又は柵の構造の制限	建築物等の高さの最高限度
		最高限度	最低限度			外壁等の面からの距離	適用除外の建築物等		
		区域の特性に応じた最高限度	公共施設の整備状況に応じた最高限度						
医療福祉	—	—	—	—	120平方メートル	—	—	—	—

地区						ル				
産業 地区 A	次に掲げる建築物以外 の建築物は、建築し てはならない。 1 事務所 2 研究所 3 工場 4 市長が公益上必要 と認める建築物 5 前各号の建築物に 附属するもの	—	—	—	—	1,000 平方メ ートル	—	—	—	—
産業 地区 B	次に掲げる建築物以外 の建築物は、建築し てはならない。 1 事務所 2 研究所 3 倉庫業を営む倉庫 4 工場 5 市長が公益上必要 と認める建築物 6 前各号の建築物に 附属するもの	10 分の 20	10 分の 8	—	—	1,000 平方メ ートル	当該敷地 が接する 道路の境 界線まで の距離2 メートル	外壁の後 退距離の 限度に満 たない距 離にある 建築物又 は建築物 の部分が 次の各号 のいずれ かに該当 するもの 1 外壁 又はこ れに代 わる柱 の中心 線の長 さの合 計が3 メート ル以下 である もの 2 物置 その他 これに	—	25 メー トル

								類する用途に供し、軒の高さが 2. 3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車庫で軒の高さが2. 3メートル以下であるもの		
商業地区	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 1階又は地下1階のうち、その床面の高さが当該敷地が接する道路の路面の中心の高さに最も近い階の部分を、住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿又は老人ホームその他これに類する	10分の30	10分の8	—	—	200平方メートル。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。 1 公衆	当該敷地が接する道路の境界線までの距離1メートル、高さ10メートルを超える部分の道路 (秋3・	外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当するもの	—	—

<p>ものの用に供する建築物</p> <p>2 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>3 自動車教習所</p> <p>4 倉庫業を営む倉庫</p> <p>5 畜舎（ペットショップを除く。）</p>			<p>便所、</p> <p>2 図書館、管理事務所その他これらに類する居住者の共同の利便に供する建築物の敷地として使用するもの</p>	<p>4・18号線及び駅前広場に限る。)の境界線までの距離3メートル</p>	<p>1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの</p> <p>3 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル</p>		
---	--	--	---	--	--	--	--

								ル以下 である もの		
住宅 複合 地区 A	次に掲げる建築物 は、建築してはならな い。 1 1階又は地下1階 のうち、その床面の 高さが当該敷地が接 する道路の路面の中 心の高さに最も近い 階の部分を、住宅、 共同住宅、寄宿舎、 下宿又は老人ホーム その他これに類する ものの用に供する建 築物 2 マージャン屋、ぱ ちんこ屋、射的場、 勝馬投票券発売所、 場外車券売場その他 これらに類するもの 3 自動車教習所 4 畜舎（ペットショ ップを除く。）	10 分の 20	10 分の 8	—	—	500平 方メー トル。た だし、次 の各号の いづれか に該当す る土地に ついては、 この限り でない。 1 公衆 便所、 巡査派 出所そ の他こ れらに 類する 公益上 必要な 建築物 の敷地 として 使用す るもの 2 図書 館、管 理事務 所その 他これ らに類 する居 住者の 共同の 利便に	当該敷地 が接する 道路の境 界線まで の距離1 メートル、高さ 10メー トルを超 える部分 の道路 (秋3・ 4・18 号線に限 る。)の境 界線まで の距離3 メートル	外壁の後 退距離の 限度に満 たない距 離にある 建築物又 は建築物 の部分が 次の各号 のいづれ かに該当 するもの 1 外壁 又はこ れに代 わる柱 の中心 線の長 さの合 計が3 メート ル以下 である もの 2 物置 その他 これに 類する 用途に 供し、 軒の高 さが 2.3 メート ル以下	—	15 メー トル

						供する建築物の敷地として使用するもの		で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫で軒の高さが2.3メートル以下であるもの		
住宅複合地区B	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 1 倉庫 2 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物	10分の20	10分の8	—	—	120平方メートル。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。 1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な	当該敷地が接する道路の境界線までの距離1メートル、高さ10メートルを超える部分の道路（秋3・4・18号線に限る。）の境界線までの距離3メートル	外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当するもの 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3	—	15メートル

						建築物の敷地として使用するもの 2 図書館、管理事務所その他これらに類する居住者の共同の利便に供する建築物の敷地として使用するもの		メートル以下であるもの 2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが 2. 3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫で軒の高さが 2. 3メートル以下であるもの		
住宅地区A	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 住宅 2 共同住宅、寄宿舍	10分の10	10分の8	—	10分の5	120平方メートル。ただし、次の各号のい	当該敷地が接する道路の境界線及び隣地境界	外壁の後退距離の限度に満たない距離にある	1 生垣 2 透視可能なフェンス等 (敷地地	10メートル

	<p>又は下宿</p> <p>3 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの</p> <p>4 2階以下の部分が店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの</p> <p>5 学校(大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。)、図書館その他これらに類するもの</p> <p>6 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>7 公衆浴場</p> <p>8 診療所</p> <p>9 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類するもの</p> <p>10 市長が公益上必要と認めるもの</p> <p>11 前各号の建築物に附属するもの</p>			<p>ずれかに該当する土地については、この限りでない。</p> <p>1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用するもの</p> <p>2 図書館、管理事務所その他これらに類する居住者の共同の利便に供する建築物の敷地として使用するもの</p>	<p>線までの距離0.5メートル</p>	<p>建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当するもの</p> <p>1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの</p> <p>2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内である</p>	<p>盤面からの高さが0.6メートル以下の基礎を含む。)で、敷地地盤面から高さが1.2メートル以下のもの</p>	
--	---	--	--	---	----------------------	--	--	--

								もの 3 自動 車車庫 で軒の 高さが 2. 3 メート ル以下 である もの		
住宅 地区 B	次に掲げる建築物以 外の建築物は、建築し てはならない。 1 住宅 2 共同住宅、寄宿舎 又は下宿 3 住宅で事務所、店 舗その他これらに類 する用途を兼ねるも の 4 学校（大学、高等 専門学校、専修学校 及び各種学校を除 く。）、図書館その他 これらに類するもの 5 老人ホーム、保育 所、身体障害者福祉 ホームその他これら に類するもの 6 公衆浴場 7 診療所 8 巡査派出所、公衆 電話所その他これら に類するもの 9 市長が公益上必要 と認めるもの 10 前各号の建築物 に附属するもの	10 分の 10	10 分の 8	—	—	120平 方メート ル。ただ し、次の 各号のい ずれかに 該当する 土地につ いては、 この限り でない。 1 公衆 便所、 巡査派 出所そ の他こ れらに 類する 公益上 必要な 建築物 の敷地 として 使用す るもの 2 図書 館、管 理事務	当該敷地 が接する 道路の境 界線及び 隣地境界 線までの 距離0. 5メート ル	外壁の後 退距離の 限度に満 たない距 離にある 建築物又 は建築物 の部分が 次の各号 のいずれ かに該当 するもの 1 外壁 又はこ れに代 わる柱 の中心 線の長 さの合 計が3 メート ル以下 である もの 2 物置 その他 これに 類する	1 生垣 2 透視可 能なフェ ンス等 （敷地地 盤面から の高さが 0. 6メ ートル以 下の基礎 を含む。） で、敷地 地盤面か ら高さが 1. 2メ ートル以 下のもの	—

						所その他これらに類する居住者の共同の利便に供する建築物の敷地として使用するもの		用途に供し、軒の高さが 2. 3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの 3 自動車車庫で軒の高さが2. 3メートル以下であるもの		
住宅地区C	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 住宅（住戸の数が3以上の長屋を除く。） 2 住戸の数が5未満の共同住宅 3 住宅で診療所の用途を兼ねるもの（入院施設のあるものを除く。） 4 学校（大学、高等	10分の10	10分の8	—	—	120平方メートル。ただし、次の各号のいずれかに該当する土地については、この限りでない。 1 公衆便所、	当該敷地が接する道路の境界線及び隣地境界線までの距離0. 5メートル	外壁の後退距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当するもの 1 外壁	1 生垣 2 透視可能なフェンス等 （敷地地盤面からの高さが0. 6メートル以下の基礎を含む。） で、敷地地盤面か	—

<p>専門学校、専修学校、各種学校及び幼 保連携型認定こども 園を除く。)</p> <p>5 巡査派出所、公衆 電話所その他これら に類するもの</p> <p>6 市長が公益上必要 と認めるもの</p> <p>7 前各号の建築物に 附属するもの</p>			<p>巡査派 出所そ の他こ れらに 類する 公益上 必要な 建築物 の敷地 として 使用す るもの</p> <p>2 図書 館、管 理事務 所その 他これ らに類 する居 住者の 共同の 利便に 供する 建築物 の敷地 として 使用す るもの</p>		<p>又はこ れに代 わる柱 の中心 線の長 さの合 計が3 メート ル以下 である もの</p> <p>2 物置 その他 これに 類する 用途に 供し、 軒の高 さが</p> <p>2. 3 メート ル以下 で、か つ、床 面積の 合計が 5平方 メート ル以内 である もの</p> <p>3 自動 車車庫 で軒の 高さが 2. 3 メート ル以下</p>	<p>ら高さが 1. 2メ ートル以 下のもの</p>	
--	--	--	--	--	--	---	--

								である もの	
住宅 地区 D	—	—	—	—	—	—	—	—	1 生垣 2 透視可 能なフェ ンス等 (敷地地 盤面から の高さが 0.6メ ートル以 下の基礎 を含む。) で、敷地 地盤面か ら高さが 1.2メ ートル以 下のもの

10 初雁地区地区整備計画区域

ア	イ	ウ		エ	オ	カ		キ	ク	
計 画 地 区 の 区 分	建築物の用途の制限	建築物の 容積率		建築 物の 建蔽 率の 最高 限度	建築物の敷 地面積の最 低限度	壁面の位置の制限		垣又は柵の 構造の制限	建築物 等の高 さの最 高限度	
		最 高 限 度	最 低 限 度			外壁等の面 からの距離	適用除外 の建築物 等			
流 通 ・ 業 務 地 区	次に掲げる建築物以 外の建築物は、建築し てはならない。 1 倉庫 2 事務所 3 工場 4 前3号の建築物に 附属するもの 5 市長が公益上必要 と認めるもの	—	—	—	7,000 平方メー トル	—	当該敷地が 接する道路 (1号壁面 線の部分に 限る。)の 境界線まで の距離9メ ートル	—	1 生垣 2 透視可 能なフェ ンス等 (敷地地 盤面から の高さが 0.5メ ートル以 下の基礎	25メ ートル

								を含む。)で、敷地地盤面からの高さが2メートル以下のもの	
IC 関 連 地 区	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 高速道路等の道路に関連する施設 2 前号の建築物に附属するもの	—	—	—	—	—	—	—	—
神 社 地 区	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 神社 2 集会所 3 前2号の建築物に附属するもの	—	—	—	—	—	—	—	—
沿 道 地 区	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 1 倉庫 2 事務所 3 工場 4 店舗、展示場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以内のもの 5 前各号の建築物に附属するもの 6 市長が公益上必要	—	—	—	1,000平方メートル	—	—	—	25メートル

	と認めるもの								
産 業 地 区	次に掲げる建築物又はその建築物に附属するもので当該地区整備計画区域の土地利用に支障がないと市長が認めるもの以外の建築物は、建築してはならない。 1 倉庫 2 事務所 3 工場 4 店舗 5 公益上必要なもの	—	—	—	1,000 平方メートル	—	—	—	25メ ートル